

2019年9月19日、福島原発事故の刑事責任を問う裁判で、東京地裁は「巨大津波について予見は出来なかった」として、元東電社長ら経営陣の勝俣恒久、武黒一郎、武藤栄の3被告に対し無罪判決を言い渡した。巨大津波の到来が「想定外だった」と言い続けた3被告は、福島原発事故で命を落とし、故郷や暮らしを奪われ、8年経った今も避難生活を余儀なくされている被害者に対し、完全な無責任を認めたことになる。この裁判で問われたのは、被告らの業務上過失致死傷罪だが、本来問われるべきは、津波予見の可否に関わらず、被害の大きさに関わる結果責任ではないか。

「想定外」がまかり通る裁判の異常さ

福島原発事故の原因が津波か否かには、異論もある。地震による配管破断で津波が来る前の地震直後から、炉内の冷却水流量がゼロになったままだった事が、元東電の原子炉設計担当だった木村俊雄氏による東電の情報開示請求で、明らかにされたからだ。

しかし裁判では、事故の原因が津波である事を前提に、被告らが巨大津波を事前に予測できたか否かが争点になった。公判では、東電社員らが2008年の国の地震の長期予測に基づき、海拔10mを超える津波が押し寄せ、可能性があることを被告らに報告したにも関わらず、被告らはそれを無視して対策を先送りした事実が明らかになった。

しかし判決では、その根拠の確実性を認めず「当時の一般的常識に照らせば対策をとる必要性がなかった」と断定し、「事故の結果の重大性を強調するあまり、想定しうるあらゆる可能性を考慮して、措置を講ずる事が義務づけられれば、原発の運転はおよそ不可能になる」と断じた。この後半の判断はまさに正しいではないか。

我々は、原発の運転開始当初から「事故の危険性を考えれば原発は建設すべきでない」と訴えてきたのだ。それはチェルノブイリで既に証明されていた。にも関わらず、国も電力会社も原発を推進し、今なお再稼働を主張している。

被告らの「結果責任」を問うべき

そもそも原発の危険性は、1970年の大阪万博の年に、若狭湾の商業原発の運転開始当初から指摘されてきた。1979年のアメリカのスリーマイル島原発のメルトダウン事故もそれを証明した。だが、電力会社や政府・原子力村の専門家達は、その度に「事故が起きても5重の壁に守られて放射能は外に出ない」と強弁し、原発を増やしてきた。

福島原発事故は、そうした推進派の姿勢の当然の結果であり、事故原因が想定外だろうとなかろうと「甚大な結果の責任」が問われるべきではなかったか。今回の判決は、裁判官の姿勢だけでなく、現在の法的な加害責任を問う事の限界を示したのであり、今後も原発事故が起きても加害責任を問う事の困難さが見えたのではないか。

そもそも原発は運転すべきでない

想定外を主張すれば無罪なら、「あらゆる可能性を考慮すれば今後原発は運転すべきでない」のではないか。テロ対策等で、今後さらに膨大なコストがかさむ原発だが、それでもあらゆる可能性を想定することはできない。それが原発である。

いかなる事態でも安全性が確保できる技術でなければ、社会に取り入れるべきではない。それに加えて「結果責任を問える」制度を取り入れるべきではないか。

(2019年9月24日 河田)